

淀橋区加入金規約

- 1、淀橋区加入金は、次に該当する者が淀橋区に納入する。
 - (1) 淀橋区内に新たに住宅を新築又は中古住宅を取得し居住する者。
 - (2) 淀橋区内に新たに賃貸住宅を新築又は中古賃貸住宅を取得する者。
- 2、淀橋区加入金は、淀橋区民館維持管理積立会計に充当する。
- 3、淀橋区加入金額は次の区分により淀橋区に納入する。
 - (1) 住居、店舗、事業所等を所有し居住する者。
1世帯につき 金 6,000 円
 - (2) 新たに建設した賃貸住宅を所有、または管理・運営を委託された者は、賃貸可能な室数（世帯数）に基づき、一括納入する。
(新築時にオーナーより徴収する。)
一世帯につき 金 3,000 円
- 四、この規約は平成 20 年 4 月 1 日制定
- 五、改定。
 - (1) 平成 28 年 4 月 1 日改定。